

次のとおり粕屋町プロポーザル方式実施要綱第2条第2号に規定する公募型プロポーザル方式にて、粕屋町学校給食共同調理場整備事業に係るPFIアドバイザー業務の受託者を特定するため、同要綱第9条の規定により告示する。

平成25年7月22日 粕屋町長 因 清 範

(1) 業務名、業務内容及び履行期限

ア 業務名

「粕屋町学校給食共同調理場整備事業に係るPFIアドバイザー業務」

イ 業務内容

「粕屋町学校給食共同調理場整備事業に係るPFIアドバイザー業務仕様書(別紙1)(以下、「PFIアドバイザー業務仕様書」という。)」を基に、PFI方式による事業推進に必要な業務支援をするものです。

ウ 履行期限

平成25年度は、契約締結の日から平成26年3月25日(火)までとします。

(企画提案については、平成25年度だけでなく、PFIアドバイザー業務仕様書に基づく業務内容の全てを提案すること。)

(2) 提案資格

次に掲げる資格を全て満たす者

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 学校給食調理場整備事業に係るPFIアドバイザー業務受託実績があること。

ウ 学校給食調理場の施設整備に係る建築、設備、運営等の知識を有する者であること。

エ 粕屋町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱及び粕屋町暴力団排除条例の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

カ 会社法に基づく清算の開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

キ 直近の2年間に、市町村税・消費税・地方消費税を滞納していないこと。

(3) 受託者を特定するための評価基準、評価方法及び選定の方法

ア 評価基準

- 1 事業に対する理解度及び基本的な考え方
- 2 業務遂行に係る能力(実績、経験、支援体制等)
- 3 事業スキームの検討方法が適切であるか。

4 各種調査の手順、方法及び内容が適切であるか。

5 提案価格が適切であるか。

イ 評価方法及び選定の方法

1 第1次審査

書類選考とし、参加表明者の資格を条件ごとに審査します。

2 第2次審査

特定審査委員会が第1次審査で選定した者に対して、9月3日(火)にヒアリングを実施します(ヒアリングは、企画提案書の説明20分、質疑応答10分を予定しています。)

日程等の詳細については、後日応募者に連絡します。評価点が最も高い提案者を、最優秀提案者として特定します。

(4) 担当課

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室(粕屋町役場2階)

電話 092-938-2311(内線255) FAX 092-938-3150

(5) 募集要項の交付期間、場所及び方法

本募集要項(付属書類を含む。)の交付は、次のとおり行います。

なお、募集要項等は、粕屋町ホームページからダウンロードできます。

(URL :<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>)

ア 交付期間

平成25年7月22日(月)から平成25年7月31日(水)までの期間中

午前8時30分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

イ 交付場所

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室(粕屋町役場2階)

電話 092-938-2311(内線255) FAX 092-938-3150

(6) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

企画提案を希望する者は、公募型プロポーザル参加表明書(別紙2)(以下、「参加表明書」という。)を指定の期日までに担当課に直接提出すること(郵送の場合は、配達証明できる場合に限りませう。)

ア 提出期限

平成25年8月1日(木)午後5時まで(期限必着)

イ 提出場所

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室(粕屋町役場2階)

ウ 提出書類

1 参加表明書

2 会社の概要

3 PFI業務の実績

- 4 直近2年間分の内容が記載された滞納の無い証明
(市町村税・消費税・地方消費税)

エ 提出部数

9部(1部のみ正本とし残りは写しでも可)

オ 参加表明書及び提案書等に関する諸条件

- 1 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができません。
- 2 参加表明書及び提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- 3 提出された参加表明書及び提案書は、返却しません。
- 4 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定の目的以外に提案者に無断で使用しません。
- 5 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めません。
また、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することができません。
- 6 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止措置を行うことがあります。

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

平成25年8月23日(金)午後5時まで

イ 提出場所及び方法

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室(粕屋町役場2階)まで直接持参すること(郵送不可)。

ウ 提案書の規格

提案書の規格は、日本工業規格A4判用紙・縦方向・横書き・左綴じを標準とします。
(資料は、日本工業規格A3判折込み可)

エ 企画提案書の作成要領

- 1 会社、事業所等の概要
- 2 本業務とPFI事業アドバイザー業務又は本業務と同種の業務の受託実績及び受託状況等
- 3 本業務の取組体制
各職務別に配置者の氏名、資格、実績を記載し、他事務所との協力体制も記載
- 4 PFIアドバイザー業務仕様書に基づいて、業務内容についての実施方針、検討手法等を具体的に記入すること。
- 5 業務スケジュールを記載すること。
- 6 本業務における貴社の提案事項等があれば記載すること。
- 7 PFIアドバイザー業務仕様書に基づく積算根拠を示した見積書(任意様式)の提出
- 8 提出書類

- ・ 提案資格確認者提案書(別紙3) 1部
 - ・ 企画提案書 9部
 - ・ 見積書(別紙4) 9部 (PFIアドバイザー業務仕様書に基づき履行期限までに実施する業務内容に相当する価格とし、本募集要項「4 参加手続、オ 提案書の提出、(3) 企画提案書の作成要領」、トに記載する見積書も添付すること。)
 - ・ ハに記載する見積書との整合性を図るために参考資料として、本企画提案全体に係る見積書(任意様式) 9部 (積算根拠を示した見積書も添付すること。)
- (8) 提案限度価格、その他価格の公表の有無
- ア 提案限度価格 17,550,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
(平成25年度は、PFIアドバイザー業務仕様書に基づき履行期限までに実施する業務内容に相当する価格とします。)
 - イ 価格の公表 有り
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) 募集要項等に対する質問に関する事項
- ア 募集要項等に関する質問の受付
 - 1 質問の方法
募集要項等に関する質問書(別紙5)に内容を記載し、FAX又はEメールにより提出
 - 2 受付日時
平成25年8月6日(火)午前9時から平成25年8月19日(月)午後5時まで
 - 3 FAX番号及びEメールアドレス
FAX番号 092-938-3150
Eメールアドレス kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp
 - 4 募集要項等に関する質問に対する回答
募集要項等に関する質問に対する回答は、FAX又はEメールで行います。電話及び口頭等での個別対応はしません。
- (11) ヒアリングの有無 有り
- 特定審査委員会が第1次審査で選定した者に対して、9月3日(火)にヒアリングを実施します(ヒアリングは、企画提案書の説明20分、質疑10分を予定しています。)
日程等の詳細は、後日応募者に連絡します。
- (12) 評価結果の公表
- 本事業の評価結果については、公表します。
- (13) 秘密の保持等

成果品の権利については、全て町に帰属するものとし、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(14) 施設の概要

- ア 建設予定地 粕屋町大字江辻1070番1外（資料1、2参照）
- イ 敷地面積 7, 218.58㎡(建築面積に制限あり)（資料3参照）
- ウ 想定食数 約7, 000食
- エ HACCPの概念を取り入れたドライシステム方式の導入
- オ 食物アレルギーを持つ児童生徒に対する対応
- カ 環境に配慮した省エネルギー施設
- キ 既設学校給食共同調理場の解体整備

【問い合わせ】

粕屋町教育委員会 学校給食共同調理場建設準備室(粕屋町役場2階)

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL(092)938-2311(内線255)

FAX(092)938-3150

Eメールアドレス kyusyok@town.kasuya.fukuoka.jp